

第 1 行政評価・監視の目的等

1 目 的

この行政評価・監視は、食料の安定供給を確保するための重要な生産基盤である農地の保全及び有効利用を図る観点から、農地の転用に関する規制の運用状況、耕作放棄地対策の実施状況、農地の利用集積対策の実施状況等を調査し、関係行政の改善に資するために実施したものである。

2 対象機関

(1) 行政評価・監視対象機関

農林水産省

(2) 関連調査等対象機関

都道府県（13）、市町村（21）、農業委員会（59）、関係団体等

3 担当部局

行政評価局

管区行政評価局 6局（北海道、関東、中部、近畿、中国四国、九州）

四国行政評価支局

行政評価事務所 3事務所（秋田、石川、三重）

4 実施時期

平成 23 年 10 月～25 年 4 月